

第2回徳島市水道局庁舎整備検討会議 議事録

日時 平成31年3月22日（金）午前9時30分～午前11時40分
場所 徳島市水道局本庁舎4階 第1会議室
出席者 委員8人、徳島市4人、水道局5人、事務局5人、梓設計1人

開会

事務局

会議次第の説明

庁舎整備の基本理念及び基本方針について説明

資料1（1ページ）について水道局の説明－施設整備課長－

E委員

公共の建物であるので、【県産品を活用するなど地域性を生かした建物】等を基本理念として記載し、基本・実施設計に生かしてほしい。

⇒費用との関係もあるが、出来る限り地域性のある素材を活用したい。基本理念として追加する。

庁舎の規模及び立地場所について説明

資料2について水道局の説明－施設整備課長－

E委員

前川分庁舎用地について、建築基準法では1つの敷地に3000㎡以下の建築物しか建築できないが、敷地を2つに分けて両方の敷地に3000㎡以下の建物を建設する方法は可能と認識しているが計画案として提示しないのか。

⇒徳島市建築指導課と協議した結果、認められないとの回答を得ている。

E委員

現在、本庁舎と前川分庁舎で分かれている状態である。不可分（切り離せない）の状態ではないことから、敷地を分割して建設する方法は一般的に認められると思うがいかがか。

⇒再度、市建築指導課と協議し報告する。

B委員

前川分庁舎（新館）と旧館（倉庫）は既存建築物であり、計画している新庁舎とは庁舎としての機能が全く違うと考えられる。別棟と考えられるのではないのか。

⇒市建築指導課との協議では、水道事業を行うための建物であり新庁舎と既存建物を合わせて3000㎡以下の建物しか建設出来ないとの回答を得ている。

B委員

与条件5に、【西の丸配水場の整備が完了するまで】と記載されているが完了はいつなのか。

⇒施設整備計画を策定中であり、当該施設の整備計画を決定してからになるので時期は未定である。

B委員

西の丸配水場を整備するために中前川配水場予定地を使う可能性があるということか。

⇒西の丸配水場は、国指定史跡の徳島城跡内にある。史跡内は様々な規制があり現位置での再構築は非常に困難である。中前川配水場予定地は、将来に西の丸配水場の代替施設を建設することになった場合の建設候補地として確保しているため、現時点で庁舎を建設することはできない。

B委員

西の丸配水場を整備するために、別の場所に用地を確保するのは難しいか。

⇒可能ではあるが、現時点で水道局が所有している財産は有効に活用したい。

H 委員

E委員から提案された配置案が可能となった場合には、前川分庁舎（新館）も取り壊して建て替えるのか。

⇒複数の建物を維持管理する場合とのコスト比較になるが、現時点では前川分庁舎（新館）については使用可能な資産であり継続して使用したい。

B 委員

新庁舎の配置方式にそれぞれの特徴が記載されているが、工期・建設費・行政への影響についてはどうか。

⇒建設する建物が複数になれば建設費は割高になるし、業務の効率も悪いと考えている。

B 委員

建設中には仮庁舎も必要となるがどのように考えているのか。

⇒仮設庁舎の場所は決めていないが、市有施設を利用する計画である。各課を分散配置して業務を行うことが想定されるため課題はあるが、仮設庁舎を建設することは考えていない。

H 委員

現位置に建設することが市民に対する利便性は一番高いと思うが、別の場所に移転した場合の問題点はどうか。

⇒別の場所に移転することが不可能とは思っていない。しかし市民サービスの提供や効率的な事務対応や議会对応を行うことを考慮すると、市役所と近い方が望ましいとは考えている。

C 委員

各建設地について、市民に対する利便性を比較した結果も記載してはどうか

H 委員

市役所と離れることで距離的な不便さは感じる。利便性に対する比較表は必要であると思う。

C 委員

想定する庁舎規模を、総務省および国交省による算定基準から算出しているが他都市との比較もしてみてもどうか。民間の事務所に比べて過大にも感じる。

⇒他都市の状況を調査し資料を準備する。経費を削減するため庁舎はできるだけ小さな建物が望ましいと考えている。その一方で、自然災害時や緊急時の対応を図るために、国の機関や他都市からの応援を受け入れる場所については必要であり確保すべきであると考えている。

G 委員

市役所と近い方が便利であるとは思いますが、移転するのであれば関係部局とテレビ電話やITを活用するなど、市民が便利になる方法を考えることはできると思う。移転することで駐車場が確保できるとし、必ずしも不便で市民サービスの低下を招くとは感じない。

D 委員

災害が発生した時に、市役所と水道庁舎が離れているリスクは非常に大きいと感じている。しかし幸町が壊滅的な被害を受けた場合には、市役所と両方が被災し庁舎機能が失われる可能性もある。

被災時の対策本部である市役所との連携を考えた場合に、新庁舎の建設地はどこが適切と考えているのか。

⇒災害対応は、市民の生命・財産を守る大きな役目を担っている。水道局としての役目は、飲み水、生活用水を含めた応急給水活動、インフラとしての水道の機能確保が主となる。来年4月の上下水道統合後は、下水道や雨水排水対策、津波の有無が関係するが浸水対策も必要となる。これらの災害対応を考えると、災害対策本部となる市役所にできるだけ近い方が効率的であると考えている。

A 委員

災害対策本部は歩いて行くことができる場所が良い。車で行くことができるかは懐疑的である。

H 委員

南海トラフ巨大地震で津波が来た場合には、徳島市中心部が壊滅的被害を受ける想定となっている。市民サービスも大切であるが、建設する庁舎には防災機能が一番大切と考えている。

G 委員

今後、市役所を建て替える時期や場所について伺いたい。

⇒一般論ではあるが、市役所についても70年程度は使用すると考えられるため今後30～40年は使用すると思う。市役所は現庁舎になる以前から現位置にあり、今後建て替えをする場合においても現位置となる可能性が高いと考えている。

A 委員

市役所周辺が災害危険区域に指定される可能性はあるのか。

⇒指定されるとは考えていない。

A 委員

津波が2m程度予想される場所は災害危険区域に指定され、庁舎等も移転する場所があるがどのように考えているか。

⇒現時点で想定される津波浸水については、対応可能と考えている。

B 委員

現庁舎の場所に、維持課も含めた総合庁舎を建設した場合についてどのように考えているのか。

⇒現位置には倉庫を建設することが不可能であり、維持管理部門と併設できないデメリットは大きい、一方で災害時の対応については大きな効果があると考えている。

E 委員

上下水道統合時には、維持管理部門も上下水道が同じ場所で業務を行うのか。

⇒維持管理部門については、現状のまま分かれて業務を行う。

会長

これまでの議論では現位置で建設する案と、建築指導課で確認が必要であるが南前川で敷地を分割して建設する案の2つの意見があるがいかがか。

水道局

建設地については、再度建築指導課で確認する必要がある。次回会議でその結果及び追加資料を提出するので、建設規模も含めて引き続き議論をお願いしたい。

庁舎に必要な機能について説明

資料1（2～7ページ）について水道局の説明－施設整備課長－

E 委員

改正ハートビル法はバリアフリー新法に、人に優しいまちづくり条例は徳島県ユニバーサル条例に改めてほしい。また、庁舎の総合案内板は外国語表記も取り入れてほしい。

H 委員

ユニバーサルデザインで「利用する全ての人」と記載されているが、それは水道局を利用する人の特徴という意味か。

⇒公営企業ではあるが、全ての市民の皆様が訪れる可能性があるかと認識している。性別、年齢、健常者、体の不自由な人等、全ての皆者を対象とする。

H 委員

防災拠点建築物として、構造的な部分も含めて即時に復旧体制が整えられる機能を有した庁舎であることが大切だと感じている。

B 委員

「災害情報システムの導入」と記載されているが、具体的な機能について説明して欲しい。
⇒災害対策本部となる市役所との連携を想定しているが、具体的な機能については今後検討を進める。

B 委員

水道施設台帳はどのように管理しているのか。
⇒水道局庁舎で電子データと紙ベースにより管理している。また庁舎が被災した時に備え、一部の水道施設にも分散保管している。地図情報と水道施設台帳を合わせた施設管理システムの他に配水場からの配水流量等を管理する水運用システムがある。

F 委員

I Tやオンライン手続きを強化し来庁者数を減少させることで、課題である駐車場不足の解消を図ったり、庁舎規模を縮小したりが可能と思うがいかがか。
⇒市民サービスの観点から、多様な方法で手続きが行えるようには検討しているが、相談業務もあり来庁者を減少させることは考えていない。

C 委員

現庁舎にお客様駐車場は有るのか。また、現位置で建て替えた場合のお客様駐車場はどのように考えているのか。
⇒現庁舎にお客様駐車場は無く、市役所の駐車場を利用している。建て替えた場合の駐車場は、身障者用駐車場を主に数台程度は確保したいと考えている。

D 委員

業務の特性上男性職員が多いようであるが、女性がストレスなく働けるような福利厚生機能を期待する。また議論をする際には、女性が意見を伝えられやすい環境作りに努めてほしい。
⇒女性や体の不自由な方の視点等、多様な意見を参考に庁舎整備を進めたい。

G 委員

全体的な計画書の見せ方について、国際的に取り組む行動計画として掲げた「持続可能な開発目標（SDGs）」のようなマークを付けてアピールをすとか工夫して洗練させて欲しい。

A 委員

新庁舎を建設するとした場合の完成予定はいつなのか。
⇒実際に建設することが決定してから3～4年程度と考えている。

A 委員

津波等で被災しても機能を喪失しない庁舎として、今後徳島県で建設する建物のモデルとなるような新庁舎を期待している。

会長

本日の会議で提案のあった内容が庁舎整備計画書に反映できるよう検討すること。また、庁舎の規模及び立地場所については継続して次回会議で議論する。

事務局

【第3回の開催について】

開催：平成31年4月23日(火) 9：30から開催予定

内容：庁舎の規模及び立地場所

事業手法及び事業スケジュールの検討

資料：作成でき次第、委員に事前に配布。

【第4回の開催について】

開催：平成31年5月14日(火) 14：00から開催予定

閉会